

品川区立杜松特別養護老人ホーム 利用契約書

【令和6年12月1日版】

_____様（以下、「入所者」といいます。）と社会福祉法人奉優会（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が入所者に対して行う介護老人福祉施設サービスについて、次のとおり契約します。

○第1条（契約の目的）

事業者は入所者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって施設サービスを提供し、入所者は事業者に對し、そのサービスに対する料金を支払います。

○第2条（契約期間）

この契約の契約期間は_____年_____月_____日から入所者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2. 契約満了日の30日前までに、入所者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、入所者が要介護認定の更新で要介護者（要介護3～要介護5）と認定された場合、契約は更新されるものとします。

○第3条（施設サービス計画）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせます。

- (1) サービスを提供する上での入居者の意向、解決すべき課題を把握し、目標及びその達成時期を記載したサービス計画を作成します。
- (2) 要介護認定期間に1回、もしくは必要に応じて施設サービス計画を変更します。
- (3) 施設サービス計画の作成および変更に際してはその内容を入所者に説明します。

○第4条（施設サービスの内容）

事業者は、施設サービス計画に沿って、入所者に対し居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、入所者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。

2. 入所者が、利用できるサービスの種類は重要事項説明書のとおりです。事業者は、重要事項説明書に定めた内容について、入所者およびその家族に説明します。

3. 事業者は、サービス提供にあたり、入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車いすやベッドに腕や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋つける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車いすテーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束を行いません。（やむを得ない場合は同意書を締結します）

○第5条（要介護認定の申請に係る援助）

事業者は、入所者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう入所者を援助します。

- 事業者は、入所者が希望する場合は、要介護認定の申請を入所者に代わって行います。

○第6条（サービスの提供の記録）

事業者は、介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。

- 入所者は、当該入所者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

○第7条（料金）

入所者は、サービスの対価として重要事項説明書に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

- 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月末までに入所者に通知します。
- 入所者は、当月の料金の合計額を翌月末までに口座自動振替にて支払います。
- 事業者は、入所者から料金の支払いを受けたときは、入所者に対し領収証を発行します。
- 費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとします。
- 事業者は入所者に対して、30日前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 事業者は、物価の高騰、人件費の改定等、諸般の事情により利用料金等の改正を行うことがあります。
その際、事業者は入所者へ事前に説明し、承諾を得るものとします。
- 入所者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく重要事項説明書を作成し、お互いに取り交わします。

○第8条（契約の終了）

入所者は品川区立杜松特別養護老人ホームに対して、契約終了希望日の30日前までに文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

- 入所者が病院または診療所に入院し、連續して概ね3か月以上にわたり入院が継続すると見込まれ、事業者が品川区立杜松特別養護老人ホームにおいて適切な福祉サービスを行うことができない見込みとなった場合には、事業者は、その時点で、この契約を解約することができます。
- 入所者が次のいずれかの事由に該当した場合には、本契約は自動的に終了します。
 - ①入所者が他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護施設等に入所した場合。
 - ②入所者が死亡（失踪宣告を受けた場合を含む）した場合、若しくは介護保険の被保険者資格を喪失した場合。
- 入所者がその債務を履行せず、又は履行を遅滞し、事業者が2か月以上の期間を定めてその履行を催告してもなお履行されないときは、事業者はその催告期間の満了時点をもってこの契約を解除することができます。

○第9条（即時解約）

次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに本契約を解除することができます。なお、②から⑥の場合、事業者は、入所者及び保証人に対して、理由を示した書面により解除を通知するものとします。

- ① 入所者の料金の支払が2か月間以上遅延し、直ちに支払うよう事業者が催告したにもかかわらず、その催告到達の日から2週間以内に支払われない場合。
- ② 入所者または入所者の成年後見人・任意後見人・代理人・ご家族・入所者の関係者等(以下、「ご家族等」という)が、品川区立杜松特別養護老人ホーム職員に対して、暴力・暴言・セクハラ行為・カスタマーハラスメント等を行い、または品川区立杜松特別養護老人ホームの職員に関して誹謗中傷する等して、サービス提供の続行が困難な場合。
- ③ 入所者またはご家族等から、品川区立杜松特別養護老人ホームの職員への特定の団体への加入・物品の購買等の度重なる執拗な勧誘等により、サービス提供の続行が困難な場合。
- ④ SNS（ソーシャルネットワークサービス）等への品川区立杜松特別養護老人ホームについて誹謗中傷的な書き込みが発覚した場合。
- ⑤ 上記の他、入所者またはご家族等が、品川区立杜松特別養護老人ホームまたは品川区立杜松特別養護老人ホームの職員に対して、本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合。
- ⑥ 天災、法令の改廃、その他のやむをえない事情により、施設を閉鎖または縮小する場合。

○第10条（退所時の援助）

事業者は、契約が終了し入所者が退所する際には、入所者およびその家族の希望、入所者が退所後に置かれこととなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

○第11条（秘密保持）

事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た入所者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

○第12条（賠償責任）

事業者及び入所者は、サービスの提供にともなって、自らの責めに帰すべき事由により相手方の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、相手方に対してその損害を賠償します。

○第13条（連絡義務）

本契約の締結及び履行において、入所者に関して連絡事項が生じた場合には、事業者は重要事説明書に記載された緊急連絡先に連絡を行うものとします。

2. 事業者は、入所者の健康状態が急変した場合は、緊急連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡する等必要な処置を行います。
3. 入所者及び代理人は、重要事項説明書に記載した緊急連絡先及び代理人の連絡先が変更になった場合は、速やかに事業者まで連絡します。

○第14条（相談・苦情対応）

事業者は、入所者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する入所者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

○第15条（遺留金品の引取等）

入所者は、本契約が終了した後、入所者の遺留金品がある場合に備えて、その遺留金品の引取人（以下遺留金品引取人という）を定めることができます。定めがない場合には、契約代理人が遺留金品引取人になります。定めがある場合は、指定の欄に記載します。

2. 本契約が終了したときは、事業者は、契約者又は遺留金品引取人にその旨連絡します。
3. 入所者又は遺留金品引取人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に遺留金品を引き取ります。但し、入所者又は遺留金品引取人は、遺留金品を引き取ることができない特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨連絡します。
4. 事業者は、入所者が遺留金品引取人を定めない場合、又は入所者もしくは遺留金品引取人のいずれもが遺留金品を引き取らなかった場合には、入所者の費用負担で入所者の遺留金品を処分できます。この場合、入所者もしくはその遺族、又は遺留金品引取人は、事業者に対して、処分によって生じた損失（損害）の補償（賠償）を求めるることはできません。

○第16条（利用者代理人について）

この契約締結時点において、利用者が認知症その他の事由により契約の意味内容を理解することができず、この契約を締結する意思能力がなかったとされる場合においては、この契約は、利用者がこの契約に基づくサービスを受けるために、利用者代理人を（代理人としてではなく）契約者本人として有効に成立するものとします。

2. 前項の場合、利用者がこの契約に基づくサービスを受けたことにより発生する支払債務、その他事業者に対して負う一切の債務を、利用者代理人は、（代理人としてではなく）契約当事者として自らの債務として負い、これらを事業者に対して支払うものとします。
3. 契約締結後時を経て、利用者が意思能力を失うに至った場合も、以降、利用者代理人となっていた者が、利用者の契約上の契約者としての地位を承継するものとし、以降この契約は、利用者が施設を利用してサービスを受けるために利用者代理人であった者を契約当事者として存続するものとします。
4. この契約に関して、事業者から発する通知、催告、請求その他の意思表示は、利用者又は利用者代理人のいずれか片方に宛てたものであっても、利用者の意思能力の有無にかかわらず、その双方に到達したものとして同時に効力を生じ、双方に効力を及ぼすものとします。（以下、「利用者又は利用者代理人に対し」と記載されたものは、いずれもこの趣旨として解釈されるものとします。）

（連帯保証人について）

連帯保証人は、本契約から生じる利用者の債務（本契約に関連して生じた不法行為による賠償債務を含みます。）（利用者代理人が契約者本人として事業者に対して債務を負う場合にはこれを含むものとします）を連帯して保証します。本契約が更新された場合においても、同様です。

2. 前項の連帯保証人の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
3. 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、主たる債務者の債務の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額その他民法458条の2に定める主たる債務について情報を提供します。
4. 事業者が指定する賃貸保証委託契約事業者と契約を締結している場合は、連帯保証人は不要とします。

○第17条（本契約に定めのない事項）

- 入所者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

○第18条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、入所者および事業者は、入所者の入所している施設の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、入所者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

契約者氏名

<事業者>

所在地 東京都品川区豊町4丁目24番15号
名称 社会福祉法人奉優会
品川区立杜松特別養護老人ホーム
代表者名 施設長 幸田 礼人

<入所者>

住所 _____

氏名 _____ 印

<利用者代理人> 私は、この契約を承認いたします。

住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____

<連帯保証人> 私は、この契約を承認いたします。

極度額 300万円

住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____